備前市国民保護計画

平成 19 年 3 月

備　　前　　市

目　　　　次

第１編　総　　論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　第１章　市の責務、計画の位置付け、構成等・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　　　１　市の責務及び市国民保護計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・１
　　　　２　市国民保護計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　　　　３　市国民保護計画の見直し及び変更手続・・・・・・・・・・・・・・・１
　第２章　国民保護措置に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　第４章　市の地理的及び社会的特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　第５章　市国民保護計画が対象とする事態・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　　　　１　武力攻撃事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　　　　２　緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第２編　平素からの備えや予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　第１章　組織及び体制の整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　第１　市における組織及び体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　　　１　市の各部署における平素の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　　　２　市職員の参集基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　　　　３　消防機関との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　　第２　関係機関との連携体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　　　　１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　　　　２　県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　　　　３　近接市町との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　　　　４　指定公共機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　　　５　自主防災組織等に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　　第３　通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　第４　情報の収集、提供等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　　　１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　　　　２　警報等の伝達に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　　　３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備・・・・・・・・・・・２２
　　　　４　被災情報の収集及び報告に必要な準備・・・・・・・・・・・・・・２７
　　第５　研修及び訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　　　　１　研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　　　　２　訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え・・・・・３１
　　　　１　避難に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　　　　２　避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　　　　３　救援に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　　　　４　運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等・・・・・・・・・・・・３２
　　　　５　避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　　　　６　生活関連等施設の把握等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

第３章　物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等・・・・・・・・・・・・３４
１　市における備蓄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
２　市が管理する施設及び設備の整備、点検等・・・・・・・・・・・・・３４
第４章　国民保護に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
１　国民保護措置に関する啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発・・・・・３５

第３編　武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置・・・・・・・・・・・・・３６
１　事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置・・・・・・・３６
２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応・・・・・・・・・３８
第２章　市対策本部の設置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
１　市対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
２　通信の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
第３章　関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
１　国及び県の対策本部との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等・・４５
３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・・・・・・・・・４５
４　他の市町村長等に対する応援の要求及び事務の委託・・・・・・・・・４６
５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・・・・・・・４６
６　市の行う応援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
７　自主防災組織等に対する支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
８　住民への協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
第４章　警報及び避難の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第１　警報の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
１　警報の内容の伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
２　警報の内容の伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
３　緊急通報の伝達及び通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
第２　避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
１　避難の指示の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
２　避難実施要領の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
３　避難住民の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
４　避難及び誘導に係る留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
第５章　救援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
１　救援の実施及び補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
２　関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
３　救援の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
第６章　安否情報の収集及び提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
１　安否情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
２　県に対する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
３　安否情報の照会に対する回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
４　日本赤十字社に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５

第７章　武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
第１　武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
２　武力攻撃災害の兆候の通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
第２　応急措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
１　退避の指示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
２　警戒区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
３　応急公用負担等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
４　消防に関する措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
第３　生活関連等施設における災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・７１
１　生活関連等施設の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７１
２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・・・・・・・・７１
第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
第８章　被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
第９章　保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
１　保健衛生の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
２　廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
第１０章　国民生活の安定に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
１　生活関連物資等の価格安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
２　避難住民等の生活安定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
３　生活基盤等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
第１１章　特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９

第４編　復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
第１章　応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
１　基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
２　公共的施設の応急の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
第２章　武力攻撃災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８２
第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等・・・・・・・・・・・・・・・８３
１　国民保護措置に要した費用の支弁及び国への負担金の請求・・・・・・８３
２　損失補償及び損害補償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
３　国民の権利利益の救済に係る手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
４　総合調整及び指示に係る損失の補てん・・・・・・・・・・・・・・・・８４

第５編　緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
１　緊急対処事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８５
２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達・・・・・・・・・・・・・・８５

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
（用語、指定避難施設、生活関連等施設の種類並びに所管省庁及び県担当部局、指定行政機関等、自衛隊、関係指定地方行政機関、岡山県・関係出先機関、関係指定公共機関、指定地方公共機関、市内医療機関）

第１編　総　　論

第１章　市の責務、計画の位置付け、構成等

１　市の責務及び市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

市（備前市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成１７年３月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び岡山県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第３５条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項その他の国民保護法第３５条第２項各号に掲げる事項について定める。

２　市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第１編　総論
第２編　平素からの備えや予防
第３編　武力攻撃事態等への対処
第４編　復旧等
第５編　緊急対処事態への対処
資料編

３　市国民保護計画の見直し及び変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第３９条第３項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第５条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わないものとする。）。

第２章　国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。（P.18 参照）

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実及び活性化並びにボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は､指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第３章　関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置について、市、県、関係指定地方行政機関（資料 P. 89 参照）並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
備前市	１　市国民保護計画の作成 ２　市国民保護協議会の設置及び運営 ３　市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置及び運営 ４　組織の整備及び訓練 ５　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 ６　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ７　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ８　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 ９　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
岡山県	１　県国民保護計画の作成 ２　県国民保護協議会の設置及び運営 ３　県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置及び運営 ４　組織の整備及び訓練 ５　警報の通知 ６　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 ７　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 ８　武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ９　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10　交通規制の実施 11　武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【関係指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国管区警察局	１　管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 ２　他管区警察局との連携 ３　管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ４　警察通信の確保及び統制
広島防衛施設局 （津山防衛施設事務所）	所管財産の使用に関する連絡調整
中国総合通信局	１　電気通信事業者及び放送事業者への連絡調整 ２　電波の監督管理及び監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること ３　非常事態における重要通信の確保 ４　非常通信協議会の指導育成
中国財務局 （岡山財務事務所） （岡山財務事務所倉敷出張所）	１　地方公共団体に対する災害融資 ２　金融機関に対する緊急措置の指示 ３　普通財産の無償貸付け ４　被災施設の復旧事業費の査定の立会い
神戸税関 （宇野税関支署） （水島税関支署）	輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
岡山労働局 （県内労働基準監督署）	被災者の雇用対策
中国四国農政局	１　武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 ２　農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局 （岡山森林管理署）	武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達及び確保
中国経済産業局	１　救援物資の円滑な供給の確保 ２　商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 ３　被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	１　鉱山における災害時の応急対策 ２　危険物等の保全

中国地方整備局 （岡山河川事務所） （岡山国道事務所） （苫田ダム管理所） （宇野港湾事務所） （岡山営繕事務所）	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
中国運輸局 （岡山運輸支局） （水島海事事務所）	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局 （大阪空港事務所） （岡山空港出張所）	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
大阪管区気象台 （岡山地方気象台）	気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 （水島海上保安部） （玉野海上保安部） （福山海上保安署）	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動、被災者の救助・救急活動その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況及びがれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通	１　業務に係る国民保護措置の実施（国民保護法第２１条） ２　国民に対する情報の提供（同法第８条） ３　国民の保護に関する業務計画の作成（同法第３６条第１項） ４　組織の整備（同法第４１条） ５　訓練（同法第４２条） ６　被災情報の収集及び報告（同法第１２６条及び第１２７条） ７　管理する施設及び設備の応急復旧（同法第１３９条） ８　武力攻撃災害の復旧（同法第１４１条） ９　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（同法第１４５条）
放送事業者	警報及び避難の指示（指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	１　避難住民の運送及び緊急物資の運送 ２　旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	１　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 ２　通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
日本郵政公社	郵便の確保
病院その他の医療機関	医療の確保
道路等の管理者	道路等の管理
日本赤十字社	１　救援への協力 ２　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	１　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ２　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
（独）日本原子力研究開発機構	武力攻撃災害に関する指導、助言等

※指定公共機関の一覧については資料編を参照

【指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
共通	１　業務に係る国民保護措置の実施（国民保護法第２１条） ２　国民に対する情報の提供（同法第８条） ３　国民の保護に関する業務計画の作成（同法第３６条第２項） ４　組織の整備（同法第４１条） ５　訓練（同法第４２条） ６　被災情報の収集及び報告（同法第１２６条及び第１２７条） ７　管理する施設及び設備の応急復旧（同法第１３９条） ８　武力攻撃災害の復旧（同法第１４１条） ９　国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（同法第１４５条）
放送事業者	警報及び避難の指示（解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	１　避難住民の運送及び緊急物資の運送 ２　旅客及び貨物の運送の確保
ガス事業者	ガスの安定的な供給
病院その他の医療関係機関	医療の確保

※指定地方公共機関の一覧については資料編を参照

【国民保護措置の全体の仕組み】

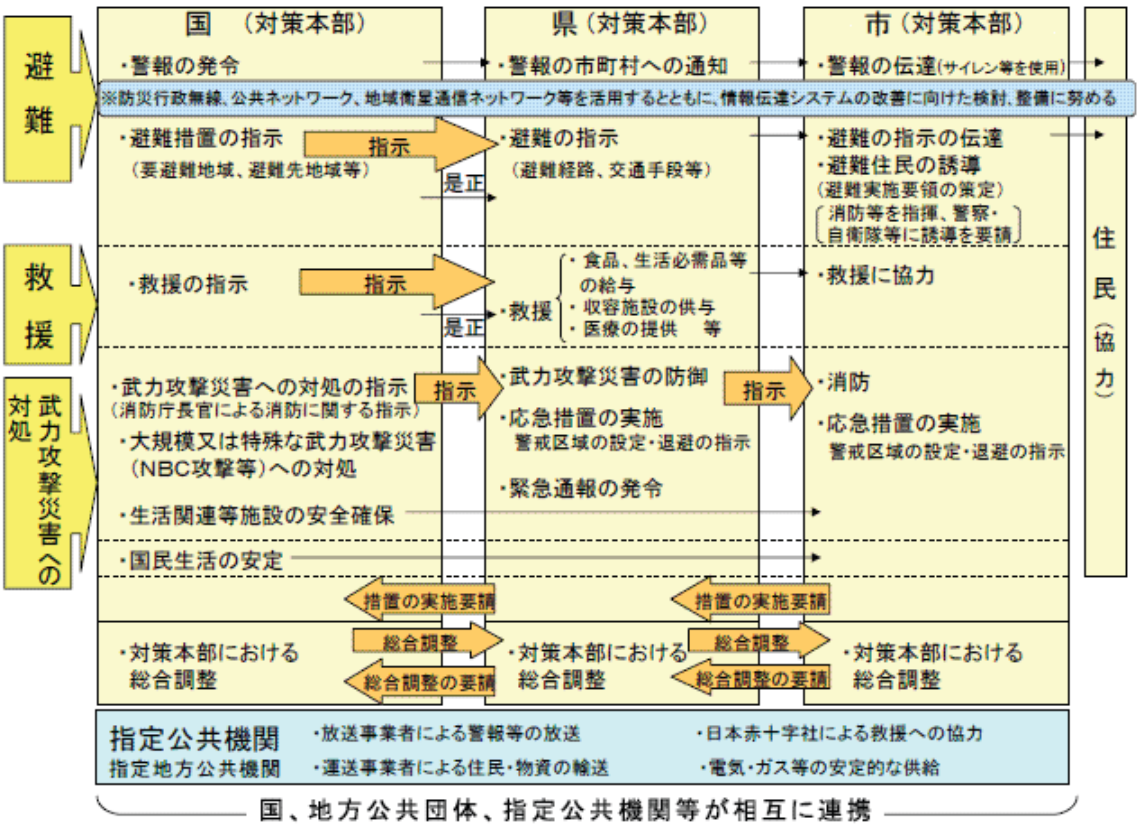

第４章　市の地理的及び社会的特徴

(1) 地形

本市は、岡山県の南東部に位置し、面積は２５８．２３ｋ㎡、東西２２．４ｋｍ、南北２９．８ｋｍで、北は美作市、南は瀬戸内市、西は岡山市、赤磐市、和気町、東は兵庫県赤穂市、上郡町、佐用町に接している。

地形は、山地が総面積の８０％を占め、複雑な地形を呈し、平野部に乏しい。北部は、５００ｍを超える八塔寺山（標高５３８ｍ）をはじめ、敦土山、竜泉山等があり、丘陵地となっている。南東部は、瀬戸内海に面しており、片上湾、日生湾のほか、大小１３の島々からなる日生諸島があり、総延長１６．５ｋｍに及ぶ海岸保全区域を有している。西端には、岡山県三大河川の一つである吉井川が流れており、吉井川の支流である金剛川が市の北東部を西へ向かって流れている。

(2) 気候

気候は、晴天の多い瀬戸内型の気候で、平均気温が１６℃前後と比較的温暖で、年間総雨量は１，２００ｍｍ程度となっている。

【春】

３月は天気の変化が激しく、移動性高気圧に覆われて非常に暖かい日があるかと思えば、日本海を通過する低気圧の影響により、強風が吹き荒れる日がある。４月になると冬の季節風も次第に衰え、大陸からの移動性高気圧に頻繁に覆われるようになる。このため、４月下旬から５月下旬にかけての晴れた夜は冷え、晩霜の被害を受けることがある。４月から梅雨期にかけては頻繁に濃霧が発生する。

【夏】

６月上旬から７月中旬にかけては梅雨期で、梅雨末期には前線が活発となり、集中豪雨がしばしば発生する。しかし、年によっては空梅雨となり、干ばつを起こすこともある。梅雨明け後９月上旬までは真夏の気候で夕なぎとなり熱帯夜が続く。８月も終わりに近づくと本格的な台風シーズンが始まる。

【秋】

９月は台風の襲来が多く、これに伴って大雨、強風又は高潮の被害を受けることがある。１０月に入ると高気圧と低気圧が交互に現れ、移動性高気圧に覆われた日の夜間は晴れて冷え込む。

【冬】

１１月中旬を過ぎると大陸から寒波が押し寄せ、下旬には北部の山間部で初霜が降りる。１２月に入ると冬型の気圧配置が顕著になり、強風が吹き空気が乾燥する。

(3) 人口分布

人口は、平成１９年３月３１日現在で４０，７１０人、男１９，５０７人、女２１，２０３人となっているが、６５歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は２８．０％で全国平均の２１．２％（平成１９年４月１日現在推計人口概算値）を上回り、年々増加傾向にある。また、人口密度は１ｋ㎡当たり１５７．６５人となっている。

【地区別人口表】（平成 19 年 3 月 31 日現在住民基本台帳）

大字名	世帯数	男	女	計
新庄	214	285	298	583
畠田	120	145	151	296
坂根	62	70	102	172
福田	234	334	323	657
香登西	394	453	472	925
香登本	349	414	461	875
大内	488	556	566	1,122
伊部	1,654	1,984	2,158	4,142
浦伊部	766	1,014	1,053	2,067
久々井	170	217	232	449
西片上	654	707	792	1,499
東片上	1,059	1,294	1,357	2,651
閑谷	195	259	268	527
木谷	156	204	213	417
伊里中	202	250	271	521
蕃山	296	379	418	797
麻宇那	296	386	407	793
友延	278	345	348	693
穂浪	1,250	1,536	1,597	3,133
鶴海	473	510	589	1,099
佐山	270	341	395	736
三石	926	1,066	1,197	2,263
野谷	213	251	280	531
八木山	111	149	152	301
日生町日生	1,680	1,978	2,307	4,285
日生町寒河	1,366	1,915	1,985	3,900
日生町大多府	62	56	84	140
日生町寺山	6	2	6	8
吉永町金谷	102	136	145	281
吉永町福満	211	294	330	624
吉永町南方	256	352	405	757
吉永町吉永中	449	610	668	1,278
吉永町三股	164	188	235	423
吉永町岩崎	209	287	331	618
吉永町今崎	73	109	105	214
吉永町神根本	141	186	208	394
吉永町高田	58	84	90	174
吉永町和意谷	31	27	34	61
吉永町加賀美	40	40	52	92
吉永町多麻	27	25	26	51
吉永町都留岐	43	40	55	95
吉永町笹目	31	29	37	66
計	15,779	19,507	21,203	40,710

(4) 道路の位置等

道路は、三石地内から坂根地内に延びる国道２号、伊部地内から日生町寒河地内へ延びる国道２５０号、蕃山地内から岡山市の国道２号バイパスへとつながる岡山ブルーライン（一般県道）及び高速道路網としての山陽自動車道がある。

(5) 鉄道の位置等

鉄道は、ＪＲ赤穂線が岡山市から兵庫県赤穂市方面に、ＪＲ山陽本線が岡山市から兵庫県相生市方面に延びている。市内の駅は、赤穂線に７駅、山陽本線に２駅ある。

港湾は、県管理港湾の東備港（片上地区、日生地区及び鶴海地区）と市管理港湾の久々井港、寒河港及び鴻島港がある。また、県管理漁港として穂浪漁港、頭島漁港及び大多府漁港がある。

第５章　市国民保護計画が対象とする事態

１　武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている４類型を対象とする。

なお、県国民保護計画において想定されている各類型の特徴及び留意点は次のとおりである。

(1) 着上陸侵攻

①　特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

船舶により上陸を行う場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。また、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。

②　留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難や広域避難が必要となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

①　特徴

事前にその活動を予測し、又は察知することが困難で、突発的に被害が生じる。このため、都市部をはじめ、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する注意が必要となる。

少人数のグループにより行われるため､使用可能な武器も限定されることから、被害は施設の破壊等が主となる。被害範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。また、ダーティボムが使用される場合がある。

※ダーティボム（汚い爆弾）：爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾

②　留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど適切な対応を行うこととし、事態の状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定など時宜に応じた措置が必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

① 特徴

発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難である。

通常弾頭の場合には、ＮＢＣ弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が主となる。

※ＮＢＣ：核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、特に迅速な情報伝達や行動などの初動が重要であり、屋内への避難指示や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

① 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図、弾薬の種類等により異なるが、都市部に対する攻撃のほか、生活関連等施設が目標となることもある。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。また、生活関連等施設に対する攻撃の場合は被害が拡大するおそれがあるため、特に、当該施設の安全確保や施設周辺への立入禁止措置等を実施する必要がある。

２　緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア　原子力事業所等の破壊

イ　石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

ウ　危険物積載船への攻撃

エ　ダムの破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

①　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア　ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

イ　炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布

ウ　市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

エ　水源地に対する毒素等の混入

②　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア　航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

イ　弾道ミサイル等の飛来

第２編　平素からの備えや予防

第１章　組織及び体制の整備等

第１　市における組織及び体制の整備

１　市の各部署における平素の業務

市の各部署は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。なお、各部署は、国民保護措置を実施する部署の業務及び復旧に対する業務の実施に必要な準備を行う。

【市の各部署における平素の業務】

部署名	平素の業務
総務課	・市国民保護協議会の運営に関すること。 ・市国民保護対策本部に関すること。 ・県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整に関すること。 ・自主防災組織等への支援に関すること。 ・通信の確保に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・住民に対する警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・国民保護措置についての研修及び訓練に関すること。 ・避難実施要領の策定に関すること。 ・生活関連等施設の安全確保に関すること。 ・物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・国民保護措置の啓発に関すること。 ・特殊標章等の交付等に関すること。 ・国民保護措置に係る損失補償、不服申立て、訴訟等に関すること。
市民環境部	・廃棄物処理に関すること。
保健福祉部	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。
産業建設部 上下水道部	・市の管理する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 ・復旧に関すること。
教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること。

２　市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) ２４時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東備消防組合との連携を図りつつ、当直者により速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる２４時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体　制	参　集　基　準
①担当課体制	総務部総務課職員及び各総合支所総務課職員
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に移行するための準備に必要な職員（具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断）
③国民保護対策本部体制	原則として、全ての市職員

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	市の全部署での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部署での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部署での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、電子メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の服務基準

市は、(3)の①～③ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(6) 代替施設等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下のとおり定める。

項　目	内　容
代替施設の確保	市対策本部を設置する本庁舎が被災したときは、状況により日生総合支所又は吉永総合支所を代替施設とする。
食料、燃料等の備蓄	職員の食料、燃料等については、防災のための備蓄を活用する。
自家発電設備の確保	本庁、総合支所等において、防災用の自家用発電設備を整備する。
仮眠設備等の確保	本庁、総合支所等に仮眠設備を確保する。

３　消防機関との連携等

(1) 東備消防組合との連携

市は、東備消防組合消防本部及び東備消防署（以下「東備消防組合」という。）における２４時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における東備消防組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実、活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実及び活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、東備消防組合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第２　関係機関との連携体制の整備

１　基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。（資料編 P.87～92 参照）

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けることなどにより、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

２　県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ＦＡＸ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

３　近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するととも

に、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うことなどにより、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

４　指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

５　自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間又は消防団、市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他の

ボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第３　通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備及び重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された中国非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

第４　情報収集、提供等の体制整備

１　基本的考え方

(1) 情報の収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し、及び整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに武力攻撃災害により障害が発生した場合における通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営、管理、整備等を行う。

①　施設・設備面

ア　非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理及び運用体制の構築を図る。

イ　武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線系又は無線系、地上系又は衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

ウ　無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

エ　被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）等に伝送する画像伝送無線シス

テムの構築に努める。

オ　武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

②　運用面

ア　夜間又は休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

イ　武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信ふくそう時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ　通信訓練を行うに当たっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ　無線通信系の通信ふくそう時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ　電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ　担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ　国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

２　警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に周知を図る。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系そ

の他の防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部（第六管区海上保安本部）との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

「国民保護に係る警報のサイレンについて」（平成１７年７月６日付け消防運第１７号国民保護運用室長通知）に基づく国民保護に係るサイレン音については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる、区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをＰＲすることなどにより、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

３　安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し又は死亡した住民の安否情報（P.23 参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成１７年総務省令第４４号。以下「安否情報省令」という。）第１条に規定する様式第１号又は様式第２号の安否情報収集様式により、安否情報を収集し、同省令第２条に規定する様式第３号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集及び報告すべき情報】

1　避難住民（負傷した住民も同様）
　①　氏名
　②　出生の年月日
　③　男女の別
　④　住所
　⑤　国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
　⑥　①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
　⑦　居所
　⑧　負傷又は疾病の状況
　⑨　⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
2　死亡した住民
　（上記①～⑥に加えて）
　⑩　死亡の日時、場所及び状況
　⑪　死体の所在

【様式第１号】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年　　月　　日
④ 男女の別	男　　女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本　　その他（　　）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷　　非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族･同居者からの照会があれば①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注１）　本収集は、国民保護法第９４条第１項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）　親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。

（注３）　「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注４）　回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【様式第２号】

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（　　年　　月　　日　　時　　分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年　　月　　日
④ 男女の別	男　　女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本　　その他（　　）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注１）　本収集は、国民保護法第９４条第１項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）　親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類するものを指します。

（注３）　「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注４）　回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注５）　⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【様式第３号】

安否情報報告書

報告日時　　年　　月　　日　　時　　分

市町村名　　担当者名

①氏　名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考　　１　この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

２　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

３　「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。

４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。

５　⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ市における安否情報の整理担当者、安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置、収集方法、収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所その他の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

４　被災情報の収集及び報告に必要な準備

(1) 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理、知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集及び連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、県への報告様式は次のとおりとする。

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

平成　年　月　日　時　分
備　前　市

1　武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
(1) 発生日時　　平成　　年　　月　　日
(2) 発生場所　　備前市　　番地　　（北緯　　度、東経　　度）
2　発生した武力攻撃災害の状況の概要
3　人的・物的被害状況

市町村名	人　的　被　害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	
備前市							

※　可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況
備前市				

(2) 担当者の育成
市は、あらかじめ定められた情報の収集及び連絡に当たる担当者に対し、情報の収集及び連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第５　研修及び訓練

１　研修

(1) 国及び県の研修機関等の活用
市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、国及び県の研修機関等の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材、国民保護ポータルサイト、ｅ－ラーニング、外部有識者等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

【国民保護ポータルサイト】
http://www.kokuminhogo.go.jp/
【総務省消防庁ホームページ】
http://www.fdma.go.jp/

２　訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国その他関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人、物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
② 警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練
③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
④ 市は、自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼び掛け、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

⑤　市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、地域防災計画等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

⑥　市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

１　避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト（資料編 P.85 参照）等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接市町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者その他災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の避難について対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害及び福祉関係部署を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

２　避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）との協議により、国が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について特に配慮する。

３　救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容、県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整する。

【救援についての役割分担】

項　　目	実施主体	
	市	県
① 収容施設の供与	○	◎
② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与	◎	○
③ 医療の提供及び助産	○	◎
④ 被災者の捜索及び救出	◎	◎
⑤ 埋葬及び火葬	◎	◎
⑥ 電話その他の通信設備の提供	○	◎
⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	◎	○
⑧ 学用品の給与	◎	○
⑨ 死体の捜索及び処理	◎	◎
⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	◎

注）実施主体の欄の◎は主な実施主体を示し、○は補助を示す。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

４　運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

【離島における留意事項】

市は、離島の住民の避難について、国から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」（平成１７年１２月１９日閣副安危第４９８号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第１６９号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制の整備を図る。この場合において、市は、県及び指定地方公共機関との連携を図

るとともに次に掲げる情報を把握するものとする。
①　島の全住民を避難させる場合に必要となる輸送手段
②　想定される避難先までの避難経路
③　島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
④　島内にある港湾までの輸送体制等

５　避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

６　生活関連等施設の把握等

市は、市の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成１７年８月２９日付け閣副安危第３６４号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第３章　物資及び資材の備蓄並びに施設及び設備の整備等

１　市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置その他の特殊な資機材及び安定ヨウ素剤、天然痘ワクチンその他の特殊な薬品など、国において備蓄及び調達体制の整備等を行うものについて、国及び県の整備の状況等を踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、県と連携し、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量等の把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備する。

２　市が管理する施設及び設備の整備、点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施のために使用される場合に備えて、市の管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつその適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第４章　国民保護に関する啓発

１　国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、ホームページその他の媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

なお、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行うよう努める。

また、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰等により住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神及びボランティア精神の養成等のための教育を行う。

２　武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に対する通報、不審物等を発見した場合のその場所の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合やテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種パンフレット等を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

併せて、市は、日本赤十字社、県、消防機関等と連携し、傷病者の応急手当についても普及に努める。

第３編　武力攻撃事態等への対処

第１章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

１　事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置するとともに、緊急事態連絡室体制をとる。

【市緊急事態連絡室の構成等】

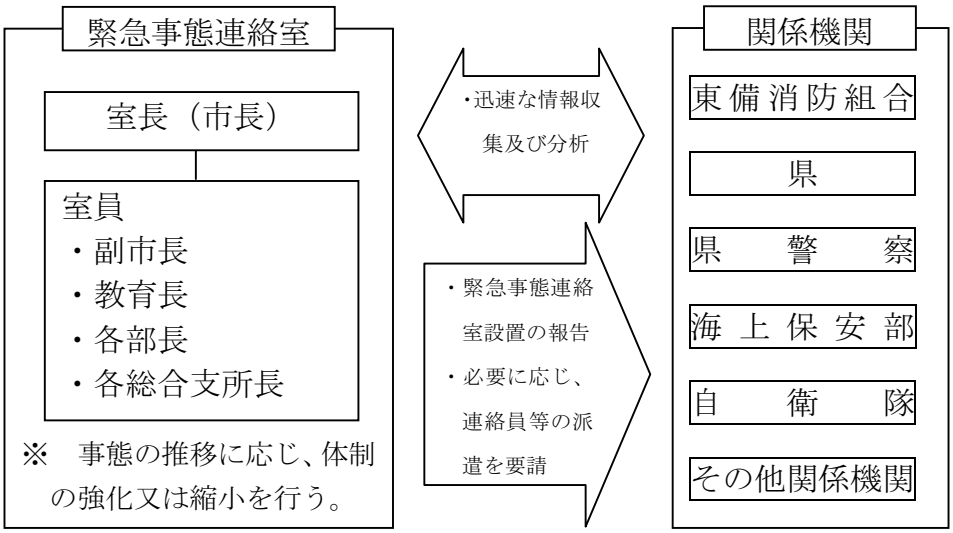

※　住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

東備消防組合においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室の設置について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和２３年法律第１８６号）に基づく火災警戒区域若しくは消防警戒区域の設定又は救助若しくは救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を講じる。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な要請等を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、国による事態認定がなされ、市に対し市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請等の措置等を講じる。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県、他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に、国において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

緊急事態連絡室長及び緊急事態連絡室員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合に備えて次のとおり代替職員を定める。

【緊急事態連絡室長の代替職員】

第１順位	副 市 長
第２順位	総務部長
第３順位	企画財政部長

【緊急事態連絡室員の代替職員】

室　　員	代替職員
副 市 長	－
教 育 長	教育次長
各 部 長	各部次長
各総合支所長	各総合支所次長

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災

害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、国において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。）は、市対策本部に移行した旨を市関係部署に対し周知徹底する。

また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行うものとする。

２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知若しくは連絡があった場合又は武力攻撃事態等の認定が行われたが市に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信及び連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ、全庁的な体制を構築する。

第２章　市対策本部の設置等

１　市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①　市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

②　市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

※　事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③　市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市対策本部に参集するよう電話、携帯電話、電子メール等により連絡する。

④　市対策本部の開設

市対策本部担当者は、本庁舎内に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始するとともに、電話、ＦＡＸ、電子メール等の関係機関との通信状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤　本部の代替機能の確保

本庁舎が被災した場合は、状況により日生総合支所又は吉永総合支所を代替施設とする。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】

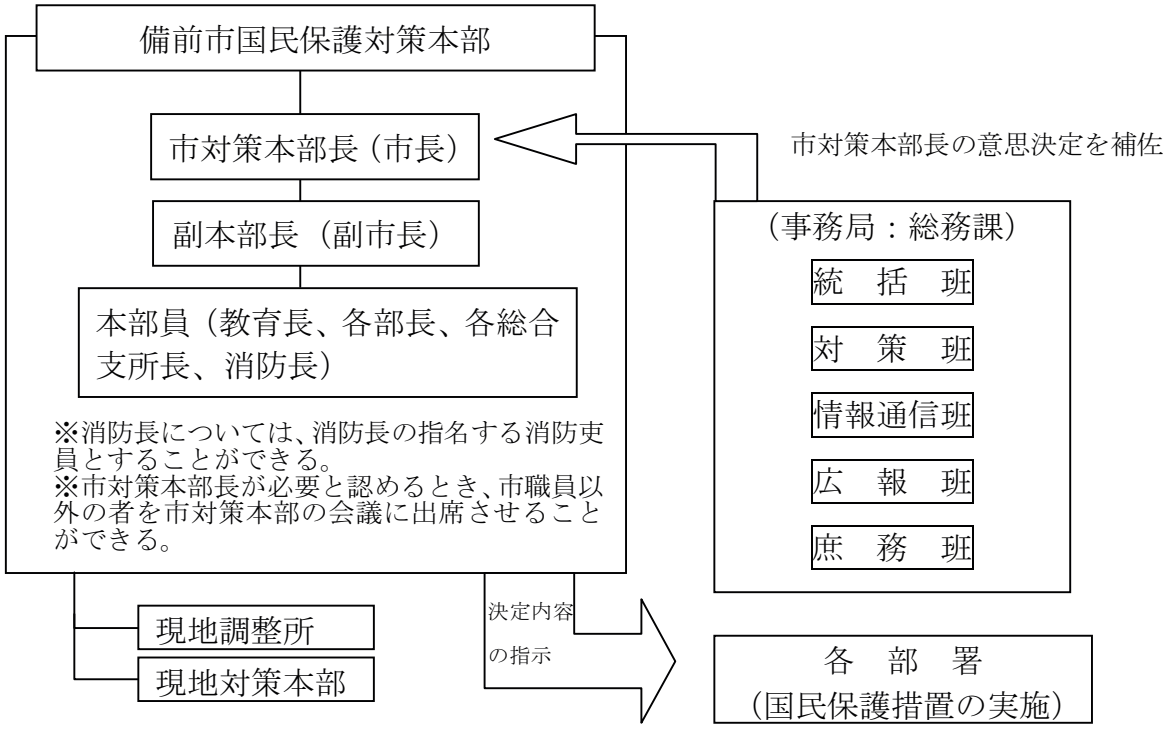

【事務局（総務課）の編成】

班	機　　能
統括班	・　市対策本部会議の運営 ・　市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・　市現地対策本部との連絡及び調整 ・　特殊標章等の交付及び管理
対策班	・　市が行う国民保護措置に関する調整及び指示 ・　他の市町村、県その他関係機関に対する応援の要請及び受入等広域応援に関する事項 ・　県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊の派遣要請等に関する事項 ・　自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	・　以下の情報に関する国、県、他の市町村その他関係機関からの情報収集、整理及び集約 〇被災情報　〇避難及び救援の実施状況　〇災害への対応状況 〇安否情報　〇その他統括班等から収集を依頼された情報 ・　市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・　通信回線や通信機器の確保
広報班	・　被災状況及び市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
庶務班	・　市対策本部員及び市対策本部職員のローテーション管理 ・　市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【市の各部署における武力攻撃事態等時の業務】

部署名	武力攻撃事態等における業務
企画財政部 総務部	・自主防災組織等に対する支援に関すること。 ・住民の避難誘導に関すること。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・被災情報の収集及び報告に関すること。
市民環境部	・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・廃棄物処理に関すること。 ・埋葬及び火葬に関すること。
保健福祉部	・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・医療の提供及び助産並びに医薬品等の供給に関すること。 ・死体の捜索及び処理に関すること。 ・生活必需品その他の物資の調達及び供給に関すること。
産業建設部 上下水道部	・被災者の捜索及び救出に関すること。 ・市の管理する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 ・応急復旧に関すること。
教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・学用品の給与に関すること。

(4) 市対策本部長等の代替職員

市対策本部長及び副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

名称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）
市　　長 （本 部 長）	副 市 長	総務部長	企画財政部長
副 市 長 （副本部長）	総務部長	企画財政部長	―

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯そう等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広聴広報体制を以下のとおり整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う広報責任者を設置する。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページその他の広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③　留意事項

ア　広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ　市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ　県と連携した広報体制を構築すること。

(6) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施及び国、県等の対策本部との連絡、調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策本部の副本部長、本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合において、その被害の軽減及び現地で措置に当たる要員の安全の確保のため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成】

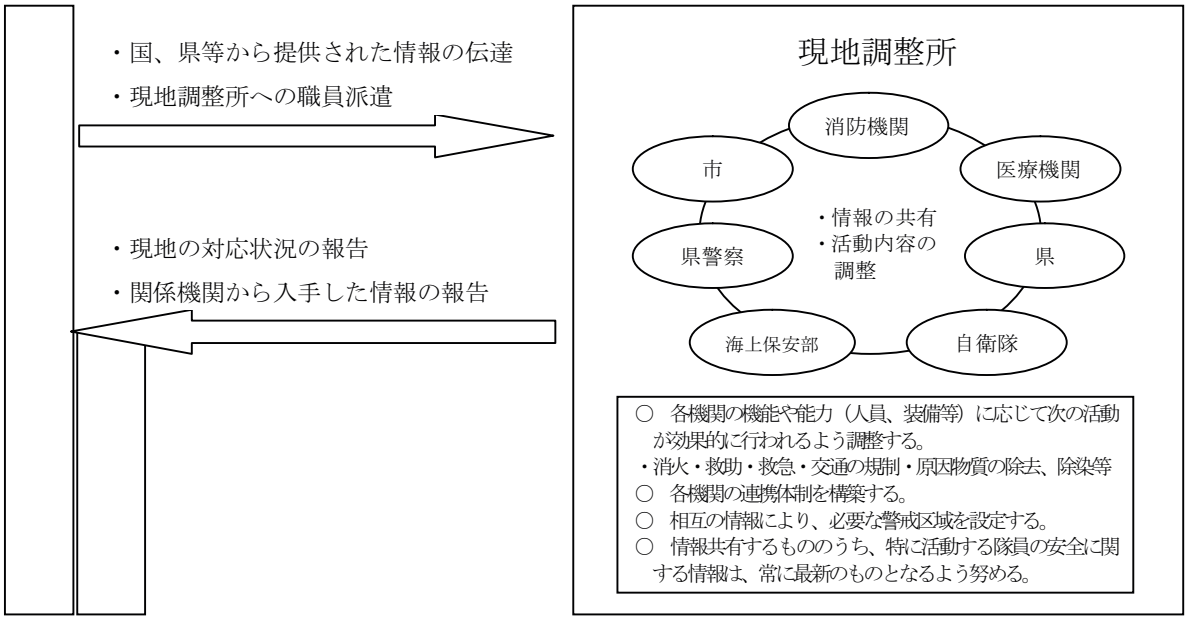

【現地調整所の性格】

①　現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

②　現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

③　現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

　現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動、救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行い、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

④　現地調整所については、必要と認めた場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置するが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる。その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。

(8) 市対策本部長の権限

　市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①　市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

　市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

②　県対策本部長に対する総合調整の要請

　市対策本部長は、県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

　また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の武力攻撃事態等対策本部長（以下「国対策本部長」という。）が指定行政機関及び指定公共機関の実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

　この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関その他の趣旨を明らかにして行う。

③　情報の提供の求め

　市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤　市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容その他の趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

２　通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第３章　関係機関相互の連携

１　国及び県の対策本部との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国の武力攻撃事態等対策本部（以下「国対策本部」という。）と各種の調整や情報共有を行うことなどにより密接な連携を図る。

(2) 国及び県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣するなど、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

２　知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り明らかにして行う。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

①　市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（以下「国民保護等派遣」という。）の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する国民保護等派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊岡山地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては呉地方総監、航空自衛隊にあっては西部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動（自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７８条に規定する内閣総理大臣の命令に基づく出動をいう。）又は治安出動（同法第８１条に規定する知事の要請に基づく出動をいう。）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

４　他の市町村長等に対する応援の要求及び事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長その他の執行機関に対して応援を求める。

② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対して応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして行う。

ア　委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ　委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、①の例によるほか、市長は、速やかにその旨を議会に報告する。

５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第２５２条の１７の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

６　市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

①　市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②　他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、協議について議会に報告するとともに、公示を行い、知事に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

７　自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県、関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

８　住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、

要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

①　避難住民の誘導
②　避難住民等の救援
③　消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
④　保健衛生の確保

第４章　警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

１　警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定める伝達方法（伝達先、手段及び伝達順位）により、速やかに住民、公共的団体その他の関係機関に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

① 市は、市の執行機関並びに各総合支所及び出張所に対し、警報の内容を通知する。

② 市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、ホームページにその内容を掲載する。

【市長から関係機関への警報の通知及び伝達】

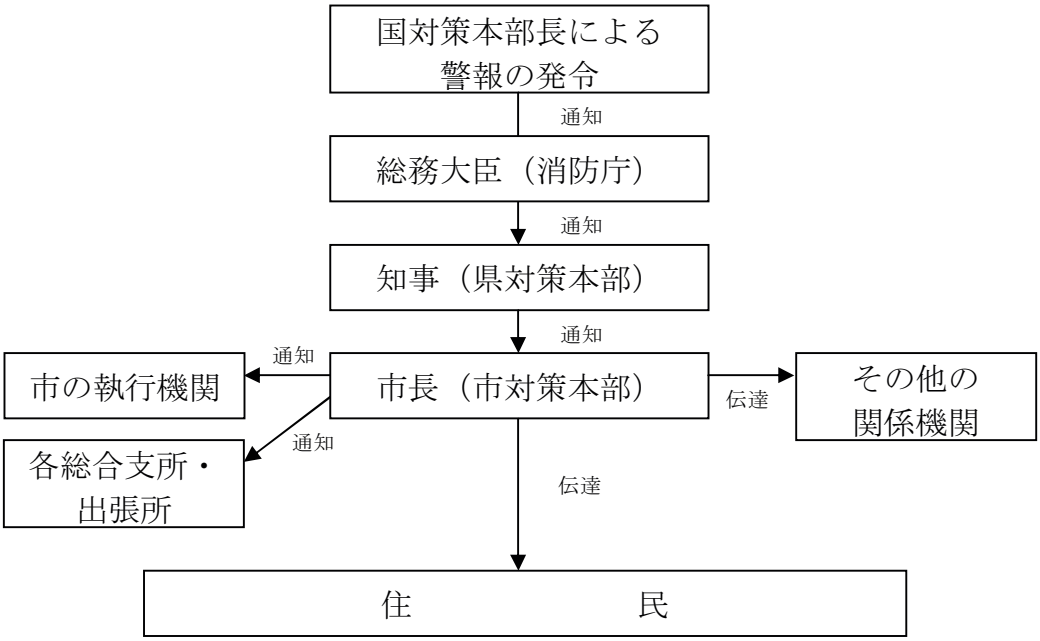

※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか、拡声器等により行う。

２　警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線、広報車、拡声器等により、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載その他の手段により、周知を図る。なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼その他の防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、東備消防組合の協力を得て、その保有する車両及び装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会、災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど､それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災及び福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

３　緊急通報の伝達及び通知

知事から受けた緊急通報の住民や関係機関への伝達及び通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法と同様とする。

第２　避難住民の誘導等

１　避難の指示の通知及び伝達

① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状

況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
②　市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

２　避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領の項目】

①　避難の経路、避難の手段その他避難の方法
　ア　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
　イ　避難先
　ウ　一時集合場所及び集合方法
　エ　集合時間
　オ　集合に当たっての留意事項
　カ　避難の手段及び避難の経路
②　避難住民の誘導の実施方法
　ア　市職員及び消防職団員の配置等
　イ　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
　ウ　要避難地域における残留者の確認
　エ　避難誘導中の食料等の支援
③　その他避難の実施に関し必要な事項
　ア　避難住民の携行品及び服装
　イ　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

①　避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度及び避難の形態）
②　事態の状況の把握（警報の内容及び被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
③　避難住民の概数把握
④　誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難及び長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
⑤　輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合の県との役割分担、運送事業者

との連絡網及び一時避難場所の選定）
⑥　要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置）
⑦　避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定及び自家用車等の使用に係る調整並びに道路の状況に係る道路管理者との調整）
⑧　職員の配置（各地域への職員の割当て及び現地派遣職員の選定）
⑨　関係機関との調整（現地調整所の設置及び連絡手段の確保）
⑩　自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整及び国対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(3) 避難実施要領の通知及び伝達

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民、公共的団体その他の関係機関に伝達する。その際、防災行政無線、広報車等を活用するとともに、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、できる限り速やかに伝達する。

また、市長は、直ちに、その内容を市の執行機関、消防機関、警察署長、海上保安部長、自衛隊岡山地方協力本部その他関係機関に通知する。

【市長から関係機関への避難の指示の通知及び伝達】

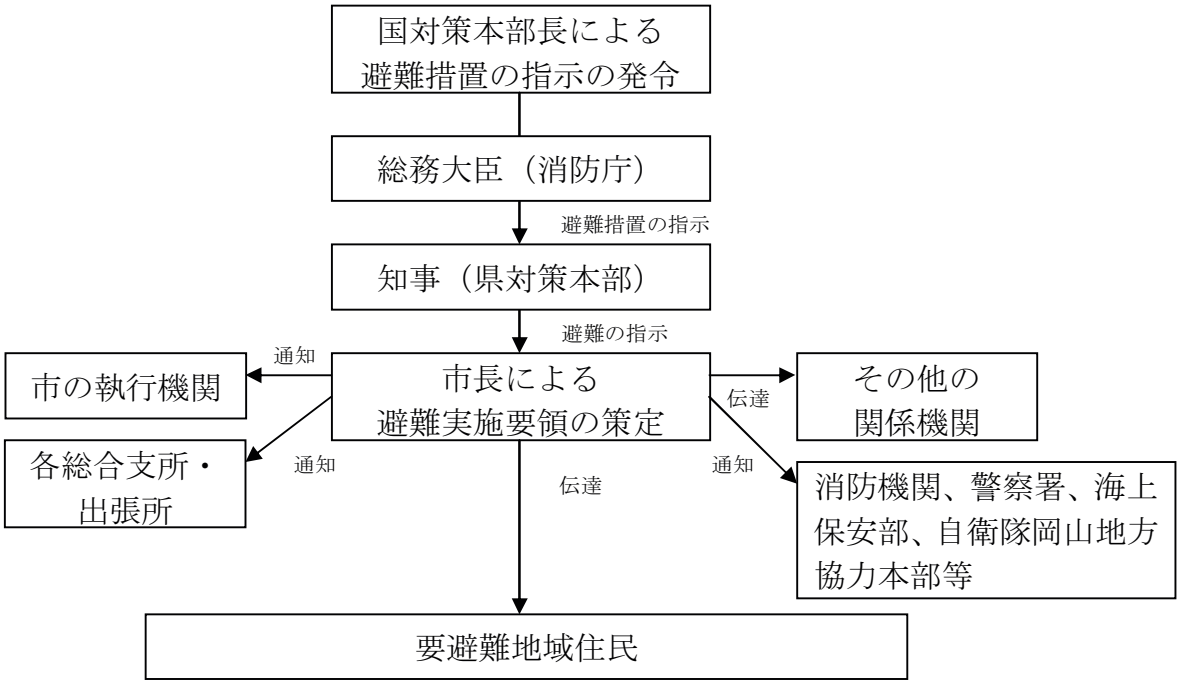

※避難の指示の伝達に当たっては、防災行政無線、拡声器その他効果的な方法により行う。

３　避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団を指揮し、東備消防組合と協力して避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、き然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

市長は、東備消防組合の消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、東備消防組合に対し、市長の定める避難実施要領に基づき、消防車両、車載の拡声器等を活用した誘導、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送等を要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、東備消防組合と連携しつつ、消防長の所轄の下で、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、市長は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、東備消防組合の管理者に対し、消防長に必要な措置を講じるよう指示することを求めるなど必要な連携を図る。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模及び状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織又は自治会の長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡及び運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。

①　危険動物等の逸走対策

②　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を講じたときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県の医療衛生班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(12)避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13)避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

４　避難及び誘導に係る留意事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

①　弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造りなどの堅ろうな施設、建築物の地階等に避難することとなる。）

②　以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう､そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア　国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置を指示する。

国対策本部長　警報の発令、避難措置の指示
（その他、記者会見等による国民への情報提供）
↓
知　　事　避難の指示
↓
市　　長　避難実施要領の策定

イ　実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長が、その都度警報を発令する。

※　弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラや特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報、助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊その他関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報及び助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラや特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からこのような避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」による。）

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

【国対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成１６年法律第１１４号）第６条第３項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

第５章　救援

１　救援の実施及び補助

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

なお、「第２編　平素からの備えや予防　第２章　避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え　３　救援に関する基本的事項」に定める市と県との役割分担において、市が主な実施主体となる場合（以下「主な実施主体となる場合」という。）も同様とする。

① 収容施設の供与
② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
③ 医療の提供及び助産
④ 被災者の捜索及び救出
⑤ 埋葬及び火葬
⑥ 電話その他の通信設備の提供
⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
⑧ 学用品の給与
⑨ 死体の捜索及び処理
⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

２　関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合又は主な実施主体となる場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

３　救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成１６年厚生労働省告示第３４３号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、ＮＢＣ攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【県国民保護計画における救援に係る市の役割】

①　収容施設の供与

・市は、仮設トイレの設置及び清掃等の適切な管理について、県に協力する。
・市は、避難期間が長期にわたるときは、応急仮設住宅や公営住宅の迅速な供与について、県に協力する。

②　食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

・市は、避難住民等の生活に必要な食品、飲料水及び生活必需品の必要数量等については、県と連携して把握する。
・市は、食料品及び生活必需品について、防災のための備蓄を当面活用するほか、乳幼児、高齢者等の要避難援護者への適切な物資の供給に配慮し、県と連携して調達及び供給を実施する。
・市は、飲料水について、市及び県による防災のための備蓄飲料水を利用するほか、県と連携し、避難所等に給水所を設け供給する。
・市は、応援物資の受入地及び集積場所について、県の指定に協力する。
・市は、救援の実施に必要な物資の運送について、県に協力する。

③　医療の提供及び助産
・市は、県が行う避難住民等の検病調査、健康診断及び衛生指導について協力する。
④　被災者の捜索及び救出
・市は、被災者の捜索及び救出について、県、県警察、消防機関、海上保安本部等と連携して実施する。
・市は、安否情報及び被災情報の収集について、県と連携して実施する。
⑤　埋葬及び火葬
⑥　電話その他の通信設備の提供
⑦　武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
・市は、武力攻撃災害を受け、所有者の資力のみでは応急復旧できない住宅についての状況調査及び応急修理について、県に協力する。
⑧　学用品の給与
・市は、武力攻撃災害により教科書を喪失し、又はき損した児童生徒に対しての、必要な教科書の数量の調査及び速やかな給与について、県に協力する。
・市は、武力攻撃災害により教科書以外の学用品を喪失し、又はき損した児童生徒に対して、県と連携し、適切な支援措置を講じる。
⑨　死体の捜索及び処理
・市は、死体の捜索及び処理について、消防機関とともに、県、県警察に協力する。
・市は、身元不明死体についての身元の確認作業及び遺族等への引渡しについて、県に協力する。
・市は、検視等に必要な場所の確保及び死体の身元識別のため相当の時間を要するときの遺体安置場所の設置について、県に協力する。
⑩　武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
・市は、武力攻撃災害により住居又はその周辺に土石や竹木等が堆積したもので、所有者等による撤去ができないものについての状況調査及び必要な除去について、県に協力する。

第６章　安否情報の収集及び提供

１　安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、安否情報省令第１条に規定する様式第１号又は様式第２号（第２編　第１章　第４　３　(1)参照）により、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校等からの情報収集及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票その他市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第２条に規定する様式第３号（第２編　第１章　第４　３　(1)参照）に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話等での報告を行う。

３　安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

①　市は、安否情報の照会窓口、電話及びＦＡＸ番号並びにメールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

②　住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第３条に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合その他書面の提出によることができない場合は、口頭、電話、電子メール等での照会も受け付ける。

【様式第４号】

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣
（都道府県知事）　様
（市町村長）

年　　月　　日

申　請　者
住所（居所）
氏　　名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由（○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）		①　被照会者の親族又は同居者であるため。 ②　被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③　その他 （　　）
備　　考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏　　名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
※　申請者の確認		
※　備　　考		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
２　法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
４　※印の欄には記入しないでください

(2) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有し、及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うことなどにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第４条に規定する様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第５号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者及び回答の相手の氏名、連絡先等を把握する。

【様式第５号】

安 否 情 報 回 答 書

年　　月　　日

様

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年　　月　　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏　　名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

５　安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(3) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況その他個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】

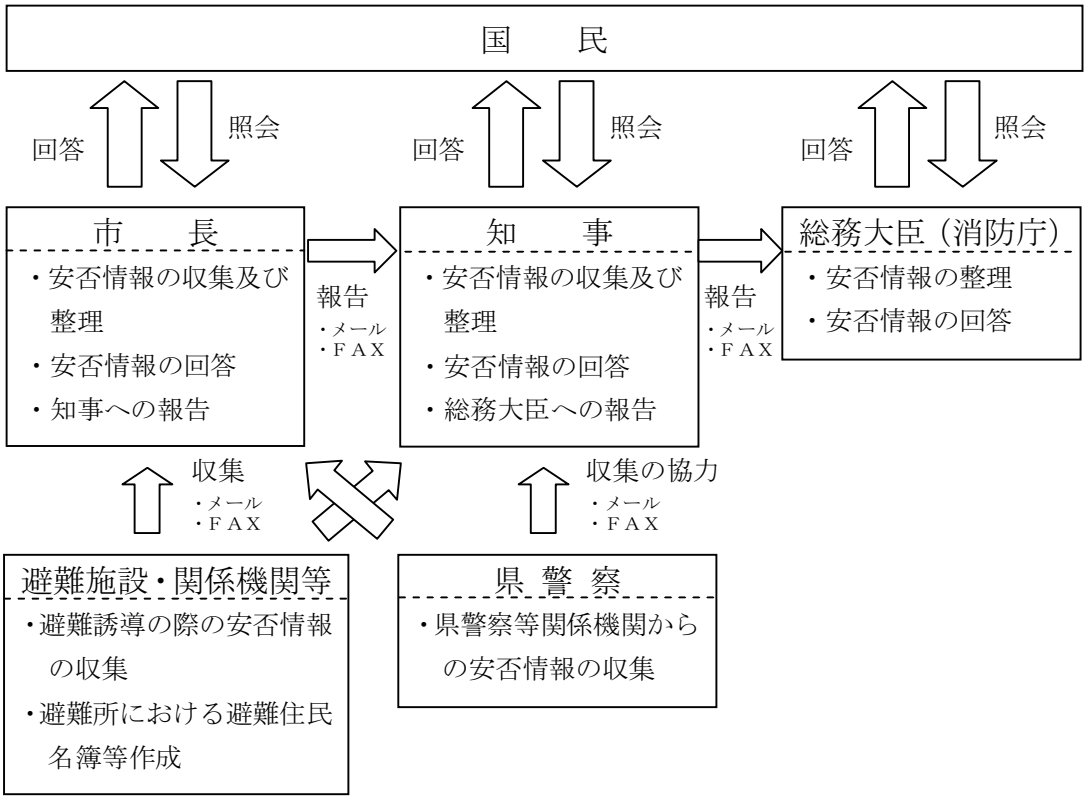

４　日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社岡山県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第７章　武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

１　武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国、県その他の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供、防護服の着用その他の安全の確保のための措置を講じる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第２　応急措置等

１　退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避さ

せるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報及び市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて、県警察、海上保安部及び自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

２　警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については､罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見、装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示した上で、広報車等を活用し、住民に周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

３　応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるよう指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じる。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

４　消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等及び被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防団の活動

消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動、救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

この場合において、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、その保有する装備、資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成、施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合に、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するなど、消防の応援出動等のための必要な措置を講じる。

(6) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

※トリアージ：災害時等において負傷者を治療必要性の優先度で分類し、適切に治療できる施設に送るべくより分けること。

(7) 安全の確保等

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を講じる。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有及び連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を講じる。

③ 市長は、市の区域が被災地とならなかった場合において、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、東備消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

１　生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を講じる。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じる。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講じるよう命じる。

なお、避難住民の運送その他の措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命じることができる対象及び措置】

①　対象

市の区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第２９条）

②　措置

ア　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第１２条の３）

イ　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第１０３条第３項第２号）

ウ　危険物質等の所在場所の変更又は廃棄(国民保護法第１０３条第３項第３号)

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記アからウの措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等

市は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、県に対して必要な資機材、応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

①　核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

②　生物剤による攻撃の場合

市は､関係機関が行う汚染原因物質の特定等に資する情報収集等の活動を行う。

③　化学剤による攻撃の場合

市は、関係機関が行う汚染原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助、除染等に資する情報収集等の活動を行う。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘その他の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(5) 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察その他関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法	対象物件等	措　　置
第１０８条 第１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
第６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

①　当該措置を講じる旨

②　当該措置を講じる理由

③　当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
④　当該措置を講じる時期
⑤　当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。

第８章　被災情報の収集及び報告

(1) 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し、「火災・災害等即報要領」（昭和５９年１０月１５日付け消防災第２６７号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ＦＡＸ等により直ちに被災情報の第１報を報告する。

(4) 市は、第１報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ＦＡＸ等により県が指定する時間に県に対し報告する。
　なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の収集及び報告の流れ】

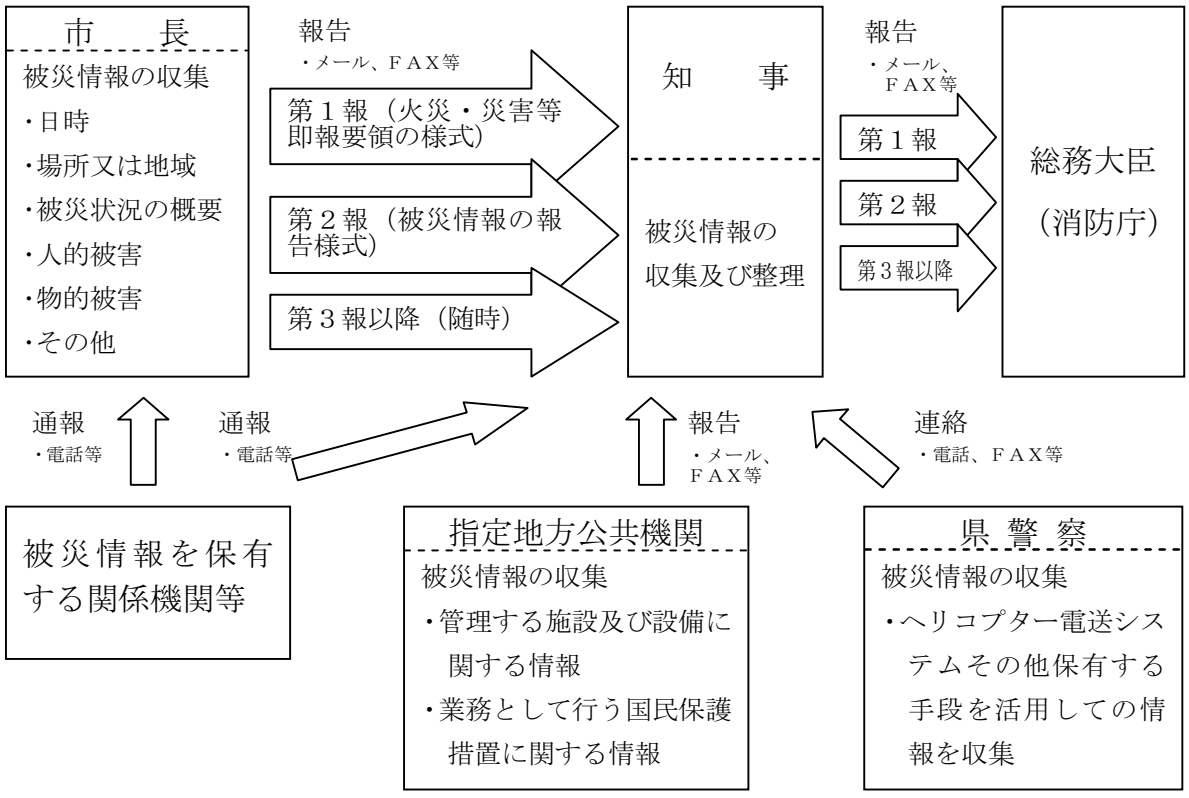

第９章　保健衛生の確保その他の措置

１　保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、備前市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）に準じて、次に掲げる措置を講じる。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師その他の保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化又は病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防止するため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断、消毒等の措置を講じる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講じる。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の発生を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供する。

② 市は、市防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理並びに栄養相談及び指導を県と連携し、実施する。

２　廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和４５年法律第１３７号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講じるよう指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

① 市は、市防災計画の定めに準じて、震災廃棄物対策指針（平成１０年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

② 市は、廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第１０章　国民生活の安定に関する措置

１　生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰、買占め及び売惜しみを防止するために県その他の関係機関が実施する措置に協力する。

２　避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会その他の関係機関等と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障を来さないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧その他の適切な措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路、港湾等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第１１章　特殊標章等の交付及び管理

【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所又は車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

第一追加議定書第６６条４に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

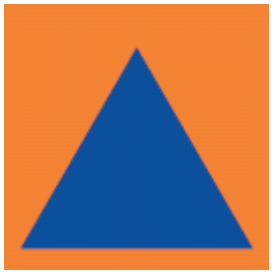

② 身分証明書

第一追加議定書第６６条３に規定される身分証明書

表面

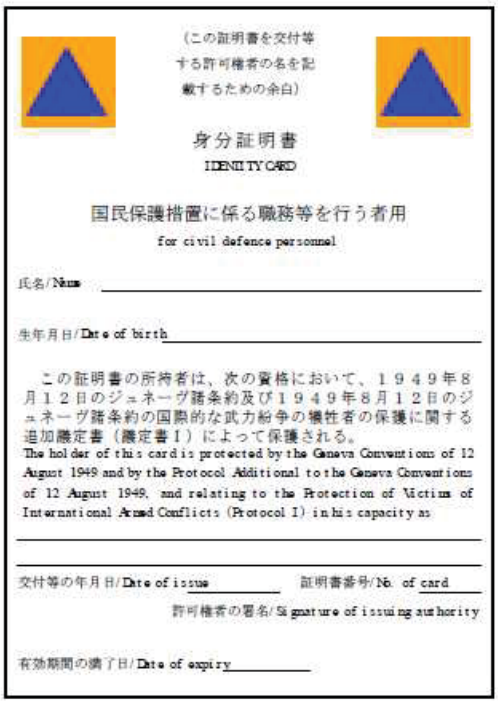

裏面

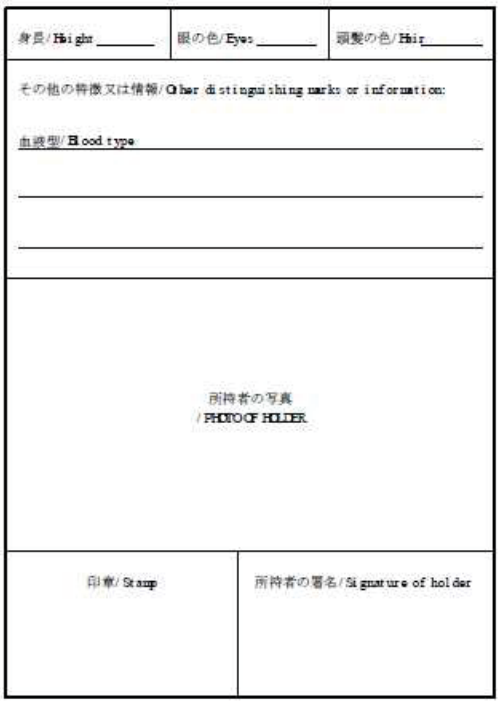

（日本工業規格Ａ７（横７４ミリメートル、縦１０５ミリメートル））

③　識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成１７年８月２日付け閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、及び使用させる。

①　国民保護措置に係る職務を行う市の職員
②　消防団長及び消防団員
③　市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
④　市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県その他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義並びにその使用に当たっての濫用防止について、教育、学習の場その他の様々な機会を通じて啓発に努める。

第４編　復旧等

第１章　応急の復旧

１　基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線その他の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員及び資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

２　公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

第２章　武力攻撃災害の復旧

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従い、県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第３章　国民保護措置に要した費用の支弁等

１　国民保護措置に要した費用の支弁及び国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

２　損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生じるであろう損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償する。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害を補償する。

３　国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】（条項はすべて国民保護法）

項　目		担当
損失補償（第159条第1項）	特定物資の収用に関すること。（第81条第2項）	総務課
	特定物資の保管命令に関すること。（第81条第3項）	
	土地等の使用に関すること。（第82条）	
	応急公用負担に関すること。（第113条第1項又は第5項）	
損害補償（第160条）	国民への協力要請によるもの（第70条第1項若しくは第3項、第80条第1項、第115条第1項又は第123条第1項）	
不服申立てに関すること。（第6条又は第175条）		
訴訟に関すること。（第6条又は第175条）		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、備前市文書取扱規程（平成１７年備前市訓令第９号）その他の規定の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管するなどの配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

４　総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第５編　緊急対処事態への対処

１　緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第１編　総論　第５章　市国民保護計画が対象とする事態　２　緊急対処事態」に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

２　緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

【用語】

○ **武力攻撃**　我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第２条第１号）

○ **武力攻撃事態**　武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。（同条第２号）

【政府見解】

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる事態をいう。

○ **武力攻撃予測事態**　武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。（同条第３号）

【政府見解】

「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される事態をいう。

○ **武力攻撃事態等**　武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。（同法第１条）

○ **緊急対処事態**　武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。（同法第２５条第１項）

○ **生活関連等施設**　国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で国民保護法施行令第２７条に規定するものをいう。（国民保護法第１０２条第１項）（P. 86 参照）

○ **武力攻撃災害**　武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。（同法第２条第４項）

○ **自主防災組織**　市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（災害対策基本法第５条第２項）

○ **緊急通報**　武力攻撃災害が発生し､又はまさに発生しようとしている場合において、知事が当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認める場合に、武力攻撃災害の状況や安全確保のために住民が執るべき措置について発令を行うものをいう。

【指定避難施設】　（平成 18 年 4 月 1 日現在）

施設名	所在地	電話番号
西鶴山小学校	畠田 53	66-9273
香登小学校	香登本 908	66-9003
伊部小学校	伊部 1415-2	64-2069
備前中学校	伊部 1857	64-3365
伊部運動公園	伊部 2086	63-3811
総合運動公園	久々井 747	63-3811
市民センター	西片上 17-2	64-1133
片上小学校	西片上 335	64-2049
伊里小学校	友延 350	67-0024
伊里中学校	麻宇那 1160	67-0334
東鶴山小学校	佐山 2721	65-8028
三石小学校	三石 3215	62-0028
三石中学校	三石 3215	62-0064
日生中学校	日生町日生 241-14	72-1365
日生市民会館	日生町日生 241-87	72-1006
日生西小学校	日生町日生 1680	72-0050
日生西小学校鴻島分校	日生町日生 2691-1	-
日生南小学校	日生町日生 2778	72-1609
日生東小学校	日生町寒河 2011	74-0004
大多府小学校	日生町大多府 63	72-1678
吉永中学校	吉永町岩崎 363	84-2049
吉永小学校	吉永町吉永中 61	84-2025
神根小学校	吉永町神根本 865	84-2486
三国小学校	吉永町加賀美 10-1	85-0025

【生活関連等施設の種類並びに所管省庁及び県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第２７条	第１号	発電所、変電所	経済産業省	－
	第２号	ガス工作物	経済産業省	－
	第３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	保健福祉部
	第４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	※　土木部
	第５号	電気通信事業用交換設備	総務省	－
	第６号	放送用無線設備	総務省	－
	第７号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	第８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	企画振興部
	第９号	ダム	国土交通省 農林水産省	土木部 農林水産部
第２８条	第１号	危険物	総務省消防庁	総務部
	第２号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	保健福祉部
	第３号	火薬類	経済産業省	総務部
	第４号	高圧ガス	経済産業省	総務部
	第５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	－
	第６号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	－
	第７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	－
	第８号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	保健福祉部 農林水産部
	第９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	総務部
	第10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	－
	第11号	毒性物質	経済産業省	－

※　軌道施設に限る。

【指定行政機関等】

名称	担当部署	所在地
内閣官房	内閣官房副長官補付国民保護運用班	〒100-0014 千代田区永田町 1-6-1
内閣府	政策統括官付参事官付	〒100-0014 千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	警察庁と同じ	〒100-0013 千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	〒100-0013 千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局総務課	〒100-0013 千代田区霞が関 3-1-1
総務省	大臣官房総務課	〒100-0013 千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護室国民保護運用室	〒100-0013 千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課	〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	調査第２部第１課	〒100-0013 千代田区霞が関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	〒100-0013 千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課企画官室	〒100-0013 千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	〒100-0013 千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房施設企画課	〒100-0005 千代田区丸の内 2-5-1
文化庁	文部科学省と同じ	〒100-0005 千代田区丸の内 2-5-1
厚生労働省	大臣官房総務課	〒100-0013 千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	総合食料局食料企画課	〒100-0013 千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	農林水産省と同じ	〒100-0013 千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	農林水産省と同じ	〒100-0013 千代田区霞が関 1-2-1

経済産業省	原子力安全・保安院と同じ	〒100-0013 千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	〒100-0013 千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	長官官房官房参事官室	〒100-0013 千代田区霞が関 1-3-1
原子力安全・保安院	企画調整課	〒100-0013 千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	〒100-0013 千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	国土交通省と同じ	〒305-0811 つくば市北郷 1
気象庁	総務部総務課	〒100-0004 千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	〒100-0013 千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	〒100-0013 千代田区霞が関 1-2-2
防衛省	運用局運用課	〒162-0845 新宿区市谷本村町 5-1
防衛施設庁	総務部総務課企画室	〒162-0845 新宿区市谷本村町 5-1

【自衛隊】

名称	担当部署	所在地
自衛隊 岡山地方協力本部	企画室	〒700-8517 岡山市下石井 1-4-1
同上	備前岡山地域事務所	〒700-0837 岡山市南中央町 2-14
陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部	〒664-0012 伊丹市緑ヶ丘 7-1-1
海上自衛隊 呉地方総監部	防衛部第３幕僚室	〒737-0028 広島県呉市幸町 8-1
航空自衛隊 西部航空方面隊	防衛部防衛課	〒816-0804 福岡県春日市原町 3-1-1

【関係指定地方行政機関】

名称	担当部署	所在地
中国管区警察局	災害対策官	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30
広島防衛施設局	総務課	〒730-8975 広島市中区上八丁堀 6-30
広島防衛施設局 津山防衛施設事務所	業務係	〒708-0006 津山市小田中 1303-9
中国総合通信局	総務企画広報室	〒730-8975 広島市中区上八丁堀 6-30
中国財務局	総務部総務課	〒730-8975 広島市中区上八丁堀 6-30
中国財務局 岡山財務事務所	総務課	〒700-8555 岡山市桑田町 1-36
神戸税関	総務課総務第 1 係	〒650-0041 神戸市中央区新港町 12-1
神戸税関 宇野税関支署	管理課	〒706-0011 玉野市宇野 1-8-1
中国四国厚生局	総務課	〒730-8975 広島市中区上八丁堀 6-30
岡山労働局	総務課	〒700-8611 岡山市下石井 1-4-1
岡山労働局和気労働基準監督署	第 1 課	〒709-0442 和気郡和気町福富 313
中国四国農政局	企画調整室	〒700-8532 岡山市下石井 1-4-1
近畿中国森林管理局	企画調整室	〒530-0042 大阪市北区天満橋 1-8-75
近畿中国森林管理局 岡山森林管理署	総務課	〒708-0006 津山市小田中 228-1
中国経済産業局	総務課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30
中国四国産業保安監督部	管理課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30
中国地方整備局	防災課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30
中国地方整備局岡山河川事務所	管理第一課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30
中国地方整備局岡山国道事務所	交通対策課	〒700-8539 岡山市富町 2-19-12

中国地方整備局苫田ダム管理所		〒700-8539 岡山市鹿田町 2-4-36
中国地方整備局宇野港湾事務所	総務課	〒706-0002 玉野市築港 1-1-3
中国地方整備局岡山営繕事務所		〒700-0984 岡山市桑田町 1-36
中国運輸局	環境・安全防災課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30
中国運輸局岡山運輸支局(本庁舎)	総務企画課	〒703-8245 岡山市藤原 24-1
中国運輸局岡山運輸支局(玉野庁舎)	運航・船員課	〒706-0011 玉野市宇野１－８－２
大阪航空局	航空保安対策課	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76
大阪航空局大阪空港事務所	航空保安防災課	〒560-0036 豊中市蛍池西町 3-371
大阪航空局岡山空港出張所	管理係	〒701-1131 岡山市日応寺 1277
大阪管区気象台	業務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76
岡山地方気象台	防災業務課	〒700-0984 岡山市桑田町 1-36
第六管区海上保安本部	警備課	〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17
玉野海上保安部	警備救難課	〒706-0011 玉野市宇野 1-8-4

【岡山県・関係出先機関】

名称	担当部署	所在地
岡山県庁	総務部危機管理課 危機管理・国民保護班	〒700-8570 岡山市内山下 2-4-6
備前県民局	地域政策部協働推進室	〒700-8604 岡山市弓之町 6-1
備前県民局東備支局	総務室総務環境課	〒709-0492 和気郡和気町和気 487-2
八塔寺川ダム管理事務所		〒709-0211 備前市吉永町高田 361-2
東備保健所		〒705-0022 備前市東片上 213-1
岡山県警察本部	警備課	〒700-0824 岡山市内山下 2-4-6
備前警察署	警備課	〒705-0001 備前市伊部 276-1

【関係指定公共機関】

名称
（独）国立病院機構岡山医療センター
日本銀行岡山支店
日本赤十字社岡山県支部
日本放送協会岡山放送局
日本郵政公社岡山中央郵便局
西日本高速道路（株）中国支社
西日本高速道路（株）中国支社岡山管理事務所
本州四国連絡高速道路（株）岡山管理センター
（独）日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター
西日本電信電話（株）岡山支店
中国電力（株）岡山支社
中国ジェイアールバス（株）岡山支店
佐川急便（株）岡山店
西濃運輸（株）岡山支店
日本通運（株）岡山支店
福山通運（株）岡山支店
ヤマト運輸（株）岡山支店
ヤマト運輸（株）津山支店
全日本空輸（株）岡山空港所
日本トランスオーシャン航空（株）岡山空港所
西日本旅客鉄道（株）岡山支社
西日本旅客鉄道（株）岡山土木技術センター
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）
ＫＤＤＩ（株）中国総支社
ソフトバンクテレコム（株）
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国岡山支店
ソフトバンクモバイル（株）

【指定地方公共機関】

名称
山陽放送（株）
岡山放送（株）
テレビせとうち（株）
西日本放送（株）
（株）瀬戸内海放送
岡山エフエム放送（株）
（社）岡山県トラック協会
（社）岡山県バス協会
中鉄バス（株）
宇野自動車（株）
両備バス（株）
備北バス（株）
井笠鉄道（株）
岡山電気軌道（株）
下津井電鉄（株）
井原鉄道（株）
智頭急行（株）
水島臨海鉄道（株）
両備運輸（株）
岡山ガス（株）
（社）岡山県エルピーガス協会
（社）岡山県医師会
（社）岡山県看護協会

【市内医療機関】

区分	病床数	医療機関名	所在地	診療科目（歯科を除く。）
病院	100 床	市立備前病院	備前市伊部 2245	内、神、呼、消、循、外、整、脳、皮、泌、婦、リハ、放、麻
	84 床	草加病院	備前市西片上 1122	内、呼、消、循、外、整、皮、眼、リハ、放、麻
	30 床	木村病院	備前市西片上 15-3	内、消、循、外、放、麻
	92 床	市立日生病院	備前市日生町日生 2570-41	内、リウ、外、整、脳、泌、眼、リハ、放
	50 床	市立吉永病院	備前市吉永町吉永中 563-4	内、呼、消、循、ア、小、外、整、脳、呼外、心、泌、婦、眼、リハ、放、麻
有床診療所	19 床	武田整形外科	備前市伊部 252-2	リウ、整、リハ
	6 床	亀田眼科	備前市伊部 2153-1	眼
	18 床	下野内科外科	備前市木谷 220-1	内、消、外、整、皮、放
	3 床	浦上医院	備前市穂浪 2835-8	内、小、皮、リハ
無床診療所		星合医院	備前市香登西 252	内、消、外、整、皮
		坂本内科小児科医院	備前市香登本 561	内、小
		大ヶ池診療所	備前市大内 571-1	内、小、婦、放
		小林クリニック	備前市伊部 286-1	内、呼、消、外、こ、リハ
		こまざわ小児科医院	備前市伊部 400-8	ア、小
		木村内科	備前市伊部 1491	内、呼、消、小
		頼実耳鼻咽喉科医院	備前市西片上 159	耳
		戸根医院	備前市東片上 252-4	外、整、皮
		小林内科医院	備前市鶴海 1577-1	内
		吉本医院	備前市三石 100-5	内、小、外
		市立頭島診療所	備前市日生町日生 2788-10	内、外、整
		日生浦上医院	備前市日生町日生 243-4	内、小、皮
		橋本医院	備前市日生町日生 887-11	内、消
		萩原医院	備前市日生町寒河 3955-2	内、消、循、小
		市立大多府診療所	備前市日生町大多府 9	内、外、整
		高場診療所	備前市吉永町吉永中 767-6	内、小
		市立神根診療所	備前市吉永町神根本 162-4	内、外、整、眼、耳
		市立三国診療所	備前市吉永町都留岐 319	内、外、整、眼、耳

診療科目

内・・	内科	呼外・	呼吸器外科
神・・	神経内科	心・・	心臓血管外科
呼・・	呼吸器科	皮・・	皮膚科
消・・	消化器科・胃腸科	泌・・	泌尿器科
循・・	循環器科	こ・・	こう門科
ア・・	アレルギー科	婦・・	婦人科
リウ・	リウマチ科	眼・・	眼科
小・・	小児科	耳・・	耳鼻いんこう科
外・・	外科	リハ・	リハビリテーション科
整・・	整形外科	放・・	放射線科
脳・・	脳神経外科	麻・・	麻酔科